

特定都市河川浸水被害対策法関係市町村事務処理要綱

(目的)

第1条 この要綱は、特定都市河川浸水被害対策法施行細則（平成17年愛知県規則第109号。以下「細則」という。）第12条の規定に基づき、市町村長を経由する書類のうち別表1に掲げる申請（協議）及び届出（以下「申請等」という。）に関する事務処理並びにこの事務に対する経費として交付する交付金について、必要な事項を定めることを目的とする。

(申請等の受付)

第2条 市町村長は、申請等を行う者（以下「申請者等」という。）から申請（協議）書又は届出書（以下「申請書等」という。）の提出があったときは、細則第13条に定める部数の書類が備わっていること及び別表2に掲げる図書が添付されていることを確認するものとする。

(調査書)

第3条 市町村長は、雨水浸透阻害行為（変更）許可申請（協議）又は雨水貯留浸透施設機能阻害行為許可申請（協議）に係る行為区域の土地について調査書（様式第1）を作成し、当該申請（協議）書の正本に添付するものとする。

(申請書等の送付)

第4条 市町村長は、申請書等が提出されたときは、受付印を押し、知事へ別表3に掲げる部数を送付するものとする。なお、オンライン申請の場合は受付印を省くものとする。

(許可書等の交付)

第5条 市町村長は、知事から送付された許可書又は回答書を申請者等に交付するものとする。

(検査等の参加)

第6条 市町村長は、知事から工事完了検査又は現地調査の立会いについて協力依頼があったときは、協力するものとする。

(通報)

第7条 市町村長は、次に掲げる行為を発見したときは、通知書（様式第2）により知事へ通報するものとする。

- 一 許可又は届出の要否が不明確な行為
- 二 特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号。以下「法」という。）第41条第1項各号に該当すると認められる行為

(交付金)

第8条 知事は、雨水浸透阻害行為（変更）許可申請（協議）、雨水貯留浸透施設機能阻害行為許可申請（協議）又は保全調整池機能阻害行為届出があった場合その経由件数に応じ、市町村長に対して毎年度予算の範囲内で、次に定める金額の交付金を交付するものとする。

- 一 経由件数10件までの場合 12,000円
- 二 経由件数10件を超える場合 12,000円に1件増すごとに800円以内を加算した額

2 前項に規定する経由件数は、当該年度の初日の属する年の1月1日から12月31日までに県建設事務所において受理した書類により算定するものとする。

(交付金の交付手続き)

第9条 知事は、市町村権限移譲交付金交付要綱の第4の規定により交付金を関係市町村長に対して交付するものとする。

附 則

この要綱は、平成18年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年12月28日から施行する。

附 則

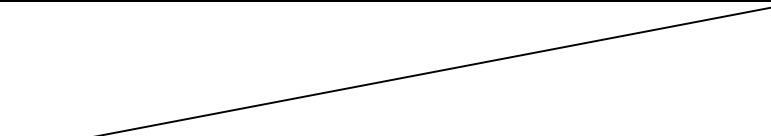
この要綱は、令和8年3月1日から施行する。

別表1（第1条関係）

区 分	根 拠 法 令
雨水浸透阻害行為（変更）許可申請（協議）	1 新規の場合 法第30条（法第35条） 2 変更の場合 法第37条第1項（同条第4項において準用する第14条）
雨水浸透阻害行為変更届出	法第37条第3項
雨水浸透阻害行為に関する工事完了届出	法第38条第1項
雨水浸透阻害行為に関する工事廃止届出	法第38条第1項
雨水貯留浸透施設機能阻害行為許可申請（協議）	法第39条第1項（同条第4項において準用する第14条）
保全調整池機能阻害行為届出	法第46条第1項
雨水浸透阻害行為に関する工事着手届出	細則第5条

別表 2 (第 2 条関係)

区 分	書類の名称	添 付 図 書 (縮 尺)
雨水浸透阻害行為 (変更) 許可申請 (協議)	雨水浸透阻害行為 (変更) 許可申請 (協議) 書	<p>1 新規の場合</p> <p>(1) 雨水浸透阻害行為に関する工事及び対策工事の計画説明書 (工事工程表を添付したもの)</p> <p>(2) 雨水浸透阻害行為に関する工事及び対策工事の計画図</p> <p>ア 現況地形図 (2500 分の 1 以上)</p> <p>イ 土地利用計画図 (2500 分の 1 以上)</p> <p>ウ 排水施設計画平面図 (2500 分の 1 以上)</p> <p>エ 対策工事の位置図 (2500 分の 1 以上)</p> <p>オ 対策工事の計画図</p> <p>(ア) 雨水貯留浸透施設の形状 (2500 分の 1 以上)</p> <p>(イ) 雨水貯留浸透施設の構造の詳細 (500 分の 1 以上)</p> <p>(3) 行為区域位置図 (5 万分の 1 以上)</p> <p>(4) 行為区域区域図 (2500 分の 1 以上)</p> <p>(5) 対策工事の計画が特定都市河川浸水被害対策法施行令第 9 条第 1 項に規定する技術的基準に適合することを証する書類</p> <p>2 変更の場合</p> <p>上記 1 のうち、法第 31 条第 1 項各号に掲げる事項の変更に伴いその内容が変更されるもの</p>
雨水浸透阻害行為 変更届出	雨水浸透阻害行為 変更届出書	
雨水浸透阻害行為 に関する工事完了 届出	雨水浸透阻害行為 に関する工事完了 届出書	<p>1 雨水貯留浸透施設の形状を明示した対策工事の確定図 (2500 分の 1 以上)</p> <p>2 雨水貯留浸透施設の構造の詳細図 (500 分の 1 以上)</p> <p>3 その他知事が必要と認める書類</p>
雨水浸透阻害行為 に関する工事廃止 届出	雨水浸透阻害行為 に関する工事廃止 届出書	<p>1 雨水浸透阻害行為に関する工事の廃止の理由及び廃止に伴う措置を記載した書類</p> <p>2 工事に着手している場合には、廃止時の当該土地の現況地形図 (2500 分の 1 以上)</p>

<p>雨水貯留浸透施設機能阻害行為許可申請（協議）</p>	<p>雨水貯留浸透施設機能阻害行為許可申請（協議）書</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 雨水貯留浸透施設の位置図（2500分の1以上） 2 雨水貯留浸透施設の現況図 <ol style="list-style-type: none"> (1) 雨水貯留浸透施設の形状（2500分の1以上） (2) 雨水貯留浸透施設の構造の詳細（500分の1以上） 3 雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為の計画図 <ol style="list-style-type: none"> (1) 当該行為により設置される施設の形状（2500分の1以上） (2) 当該行為により設置される施設の構造の詳細（500分の1以上） 4 保全工事の計画図（ただし、保全工事を行おうとする者以外の者にあつては、要しない。） <ol style="list-style-type: none"> (1) 保全工事に係る施設の形状（2500分の1以上） (2) 保全工事に係る施設の構造の詳細（500分の1以上）
<p>保全調整池機能阻害行為届出</p>	<p>保全調整池機能阻害行為届出書</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 保全調整池の位置図（2500分の1以上） 2 保全調整池の現況図 <ol style="list-style-type: none"> (1) 保全調整池の形状（2500分の1以上） (2) 保全調整池の構造の詳細（500分の1以上） 3 保全調整池の機能を阻害するおそれのある行為の計画図 <ol style="list-style-type: none"> (1) 当該行為により設置される施設の形状（2500分の1以上） (2) 当該行為により設置される施設の構造の詳細（500分の1以上） 4 保全工事の計画図（ただし、保全工事を行おうとする者以外の者にあつては、要しない。） <ol style="list-style-type: none"> (1) 保全工事に係る施設の形状（2500分の1以上） (2) 保全工事に係る施設の構造の詳細（500分の1以上）
<p>雨水浸透阻害行為に関する工事着手届出</p>	<p>雨水浸透阻害行為に関する工事着手届出書</p>	

別表 3 (第 4 条関係)

区 分	正本及 び副本 の別	申請者からの 提出部数	知事への 送付部数
雨水浸透阻害行為(変更)許可申請(協議)	正本	1	1
	副本	2	1
雨水浸透阻害行為変更届出	正本	1	1
	副本	1	0
雨水浸透阻害行為に関する工事完了届出	正本	1	1
	副本	1	0
雨水浸透阻害行為に関する工事廃止届出	正本	1	1
	副本	1	0
雨水貯留浸透施設機能阻害行為許可申請(協議)	正本	1	1
	副本	2	1
保全調整池機能阻害行為届出	正本	1	1
	副本	1	0
雨水浸透阻害行為に関する工事着手届出	正本	1	1
	副本	1	0

※オンライン申請の場合はこの限りではない。